

令和6年2月9日

令和6年能登半島地震に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付

総務省は、令和6年能登半島地震により多大な被害を受けた地方公共団体に
対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、令和6年1月9日の第1
回目につき、第2回目として、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げ
て交付することとしました。

1 繰上げ交付対象団体 1県3市4町（計8団体）

（震度6弱以上を記録した石川県内市町及び石川県）

2 繰上げ交付額 4,991百万円

3 日程

令和6年2月9日（金） 交付決定

令和6年2月15日（木） 現金交付

注 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの。
- ・ 今回は、特別交付税の令和5年度3月交付の算定対象のうち、2月時点における災害復旧事業費や被災世帯数等の見込みを基礎として算定している。
- ・ 令和6年能登半島地震に係る特別交付税の繰上げ交付は、令和6年1月9日交付決定分につき2回目。

自治財政局財政課 青山、西林、清水
TEL 03-5253-5111（代表）
TEL 03-5253-5613（直通）

(別紙)

令和6年能登半島地震に係る特別交付税(3月交付分)の
繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位：百万円)

<石川県：8団体>

団体名	繰上げ交付額
石川県	1,517
七尾市	461
輪島市	1,014
珠洲市	1,120
志賀町	320
中能登町	110
穴水町	116
能登町	333
計	4,991

注) 繰上げ交付は百万円未満を切り捨てて行うこととしている。